

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について

平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、教育標準時間認定（1号認定）と保育認定（2号認定・3号認定）の支給認定区分、保育の必要量の区分（保育標準時間・保育短時間）等により異なります。

新制度に移行する幼稚園・認定こども園・保育所・特定地域型保育事業を利用される方は、それぞれの区分に応じた利用者負担額（保育料）を負担していただきます。

利用者負担額の階層は、子どもと同一世帯に属して生計を一つにしている父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）のすべての方の市町村民税所得割額の合算で決まります。

平成27年度 大磯町 1号認定利用者負担額表（幼稚園保育料） 単位：円

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定 義	
第1階層	生活保護法による被保護者世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
第2階層	当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分からは当該年度の4月分からの利用者負担額算定にあっては当該年度分の市町村民税の額が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)
	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む)（ひとり親家庭等）＊注1	0
第3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下 (第1階層又は第2階層に該当する場合を除く)	8,500
	市町村民税所得割課税額77,100円以下 (ひとり親家庭等)＊注1 (第1階層又は第2階層に該当する場合を除く)	7,500
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	8,500
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	8,500

＊税額は住宅借入金控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除適用前の金額で算定します。

＊表の額は、一人目の子どもの額

＊注1に該当する世帯

（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

（2）次のいずれかに該当する在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

■ 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は、利用者負担額の欄に上げる額の半額、3人目以降については無料とする。

＊上記利用者負担額（保育料）のほかに実費負担等別途費用がかかることがあります。

＊途中入園・退園の場合の利用者負担額（保育料）については別に定める計算方式により算出します。

詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

上記利用者負担額表の金額は、平成27年度の利用者負担額となります。平成28年度以降については、今後町で決定していく予定です。

＊平成27年4月から納期限が下記の通り変更になります。

変更前	変更後
毎月27日	毎月月末 (月末が土日・祝日の場合は次の開庁日)

＊私立幼稚園・認定こども園を利用されている方の保育料の納付先は、各利用施設となります。

納入方法等詳しくはご利用される施設にお問い合わせください。

＊新制度に移行しない園の保育料につきましては各園にお問い合わせください。